

子ども・子育て支援 新制度について

平成25年11月14日
富津市子育て支援課

1 子ども・子育て支援新制度とは

◎平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供、待機児童の解消、地域子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援を平成27年度から実施する。

※子ども・子育て関連3法

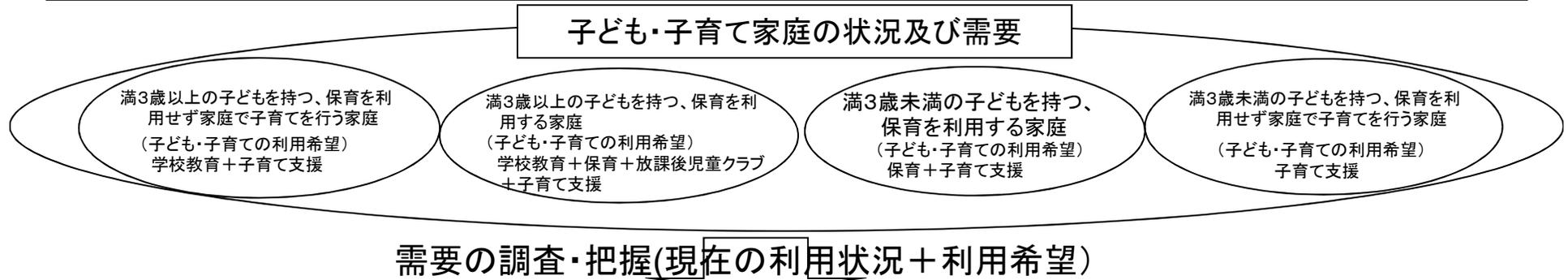
- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部を改正する法律
- ・関係法律の整備等に関する法律

◎子育て当事者の意見を反映させた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より地域の実情に沿った子育て支援施策の展開を目指す。

⇒本市では「富津市子ども・子育て会議」を設置し、検討する。

2 子ども子育て支援事業計画の概要

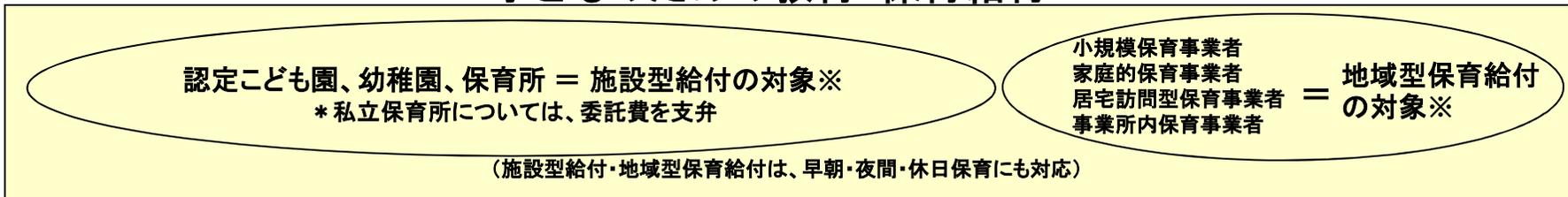
○子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)
 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「区域」を定め、区域ごとの「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付



地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

3 富津市子ども・子育て会議

(1) 設置根拠

◎富津市子ども・子育て会議設置条例（平成25年9月25日施行）

◎子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

(2) 趣旨・目的

子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを事業計画に反映させ、本市における子ども・子育てに関する施策を審議する。

(3) 審議事項

- 事業計画（ニーズ調査を含む）
- 給付対象施設の利用定員
- その他、新制度施行にあたり本市が決定すべき事項
- 新制度に基づく施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し（事業計画のPDCAサイクル）

4 子ども・子育て支援新制度の概要

◎ 新制度は、「給付」と「事業」で構成される

子ども・子育て支援給付

- ①施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）
 - ・個々の児童について、「保育の必要性」を認定し、認定内容に応じた給付を行う。
 - ・利用者と施設が直接契約（私立保育園は従来通り、市と利用者が契約。保育料も市が徴収）
 - ・利用者負担は、現行水準・利用者負担能力を勘案した応能負担。
 - ・私立幼稚園は、給付を受けず従来通り私学助成等を受けることも可能。
- ②地域型保育給付（原則3歳未満を対象とする事業）

基本的仕組みは、施設型給付と同じ

 - ・小規模保育（利用定員6～19人）
 - ・家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ・居宅訪問型保育（居宅での保育）
 - ・事業所内保育（従業員の子ども＋地域の子ども）
- ③児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援<新規>

相談に応じ、情報提供、関係機関との連絡調整を行う
- ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問、要支援児童・要保護児童の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業（児童養護施設等に一時的に入所する事業）
- ⑦ファミリーサポートセンター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪実費徴収（保育等に必要な物品、行事参加費用の助成）に係る補足給付を行う事業<新規>
- ⑫民間事業者の参入促進事業<新規>
- ⑬放課後児童クラブ事業

5 保育の必要性の認定について

(1) 認定証の交付

保護者からの申請に基づき、市が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付する。

(2) 認定区分

- 1号認定 満3歳以上／保育の必要性なし
 - 2号認定 満3歳以上／保育の必要性あり
 - 3号認定 満3歳未満／保育の必要性あり
 - 保育の必要量に応じて、「長時間認定」「短時間認定」に区分
- ※保育を必要とする事由、長時間／短時間の区分／優先利用等について、国の基準を基に市が基準を定める。

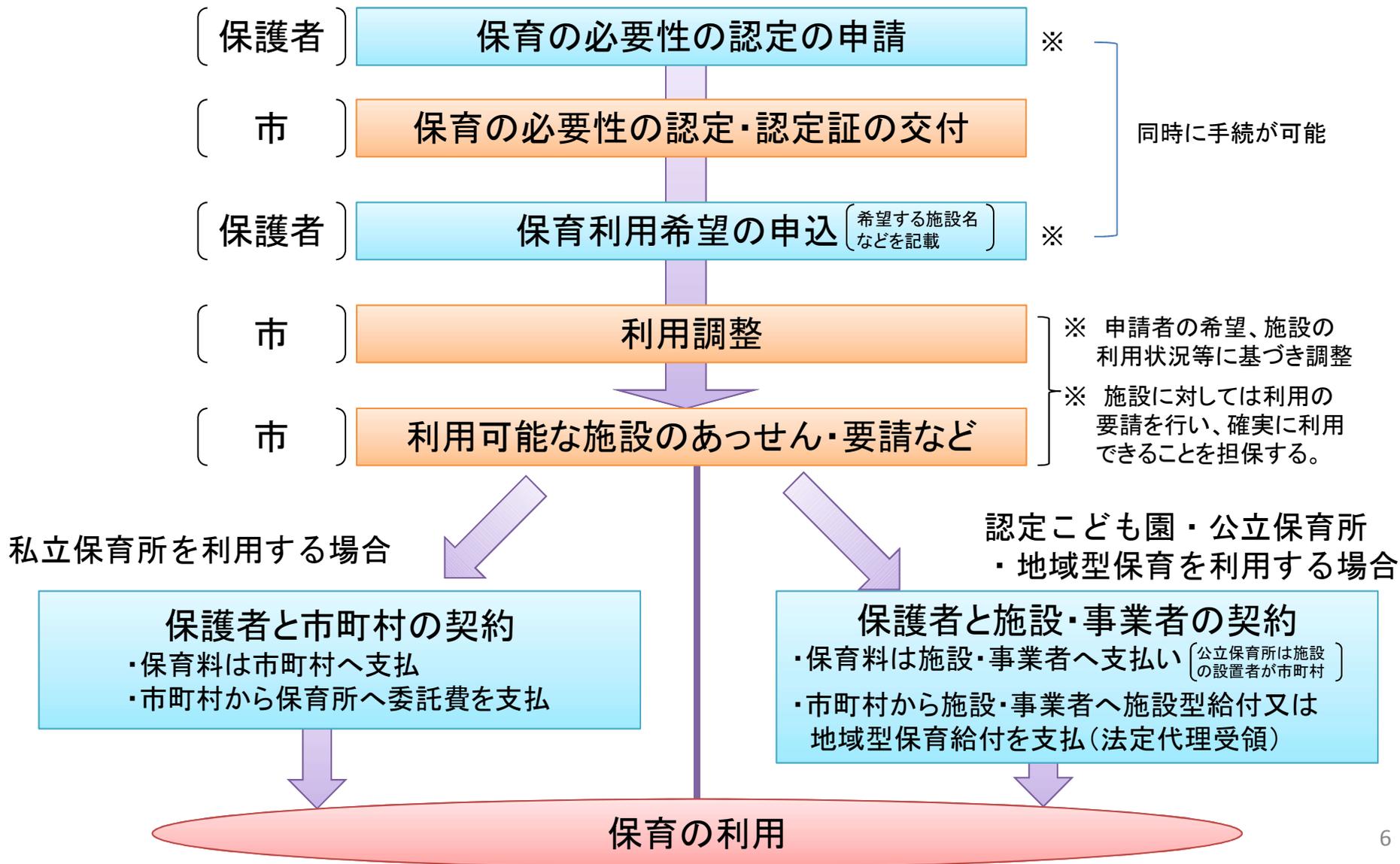
(3) 利用調整

給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市の義務となる。

- 施設等に関する情報提供
- 施設等の利用に関する相談、助言
- 施設等のあっせん
- 施設等に対する利用の要請

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



6 スケジュール

◎平成25年度

- ・子ども・子育て会議開催（11月・3月（予定））
- ・事業計画策定に係るニーズ調査（12月）

◎平成26年度

- ・子ども・子育て会議開催（5回程度）
- ・事業計画の「量の見込み」・「確保の方策」を取りまとめ、事業計画を策定する。
- ・新制度の移行準備（事業の認可手続きなど）
- ・保育の必要性の認定手続き

◎平成27年4月制度開始予定